

答 申 情 第 1 4 3 号

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 4 月 3 0 日付け企市広第 1 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市市政情報総合案内コールセンター事務取扱要綱第 1 条の規定を解釈する文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第 2 3 3 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年12月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市市政情報総合案内コールセンター事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第1条の規定を解説した文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由とした不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年1月4日付けで、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年4月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について
本件請求に係る文書は、「事務取扱要綱第1条の規定を解説した文書」である。
- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて
ア 事務取扱要綱の策定に当たり、当庁では、審査請求人が主張する「規定を解説した文書」を作成していない。

イ 以上のことから、不存在による非公開決定をしたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

ウ なお、審査請求人は、「京都市公営企業管理者上下水道局長は～事務手続を省略したとしても適法という見解を得たと回答した。」としているが、省略ではなく、事務を迅速かつ的確に処理するため、先立って行ったものであることを申し添える。

5 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市公営企業管理者上下水道局長は、令和2年6月8日付け審査請求事件に係る弁明書において「京都いつでもコールにおける直接送付するという対応は、回答を早急に行うために第7条第3項に規定する事務に先立って行われたものである」と摘示し、「先立って」の法的根拠は事務取扱要綱第1条「この要綱は、京都市市政情報総合案内コールセンター（以下「コールセンター」という。）について、その事務を迅速かつ的確に処理するために、・・・」に基づくものであり、当該規定に基づいて事務取扱要綱第7条第3項に規定された事務手続きを省略して行われるとした。
- (2) また、同局長は、事務取扱要綱を所管する部署に対して、事務取扱要綱第1条の運用解釈について聴取したところ、事務取扱要綱第7条第3項に基づく「市長公室に回付し、市長公室は「コールセンター処理カード」を作成し、その内容とともに所管局・区の庶務担当課を経由する」事務手続きを省略したとしても適法であるという見解を得たと回答している。
- (3) そうすると、事務取扱要綱第7条第3項に規定されている事務手続きを省略した事務手続も可能とする事務取扱要綱第1条の規定を説明した何らかの文書が存在しない限り、事務取扱要綱第7条第3項の規定に明らかに反する行為となるので、事務取扱要綱第1条の規定を解説した文書は存在しない、ということはある得ない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について
審査請求人の求める公文書は、事務取扱要綱第1条の規定を解説した文書である。
- (2) 本件処分について
ア 処分庁は、事務取扱要綱を策定するに当たり、当該要綱の規定を解説した文書を作成していないと主張する。

一方、審査請求人は、事務取扱要綱第7条第3項において、コールセンターで回答できない問合せ等を受け付けた場合の事務手続が詳細に規定されているにもかかわらず、事務取扱要綱第1条に基づいてその手続を省略したとしても適法とするならば、当該規定を解説した文書が存在するはずである、と主張する。

イ 当審査会において、事務取扱要綱を確認したところ、当該要綱には、コールセンターについて、「設置場所」「運営時間」「コールセンターにおける業務」「コールセンターで回答できなかった問合せ等に係る対応」「回答支援データベース」及び「よくある質問 Q&A」の更新」など、コールセンターの運営に必要な事項を13条にわたって規定していること、また各事項は詳細かつ明確に規定されていることが認められた。

ウ 当審査会としては、事務取扱要綱がコールセンターの運営に必要な事項ごとにその詳細を定めていることから、このような要綱の各規定を解説する文書を作成していないとしても不自然ではなく、本件請求に係る文書を作成していないとする処分庁の主張に特段不合理な点はないと考える。

また、審査請求人の主張を踏まえても、処分庁の主張を覆す程の事実は見いだせなかった。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 4月30日 諮問

6月 2日 諮問庁からの弁明書の提出

令和4年 9月 1日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第4回会議）

10月19日 審議（令和4年度第5回会議）

11月18日 審議（令和4年第6回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあったが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を設けたが、期日変更の申し出もなく、当審査会への出席もなかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）